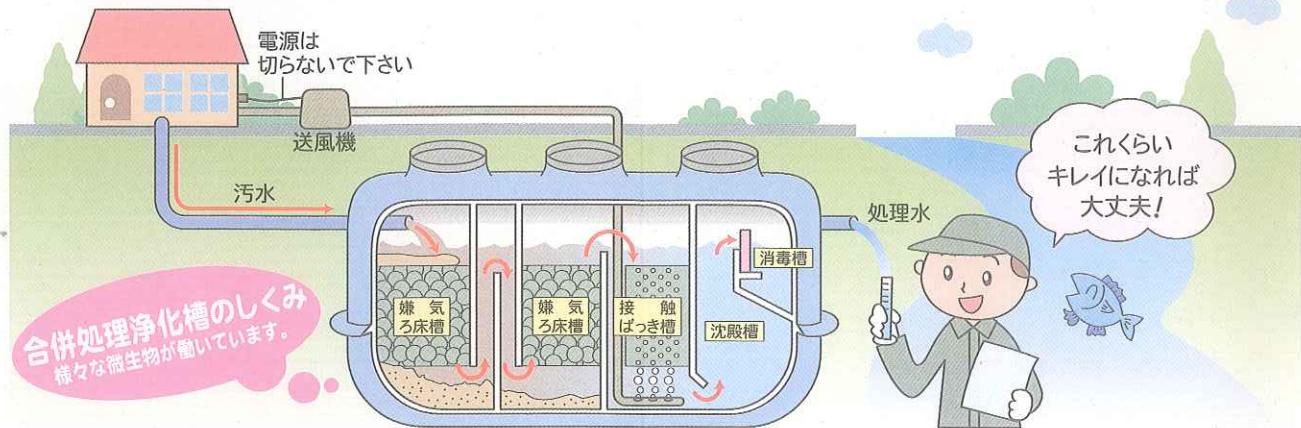
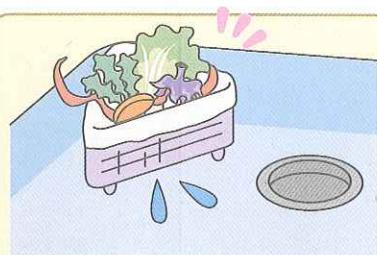


# 浄化槽を使う上での心がけ



天ぷら油は、そのまま流さず  
に古紙などに染み込ませて  
から可燃ごみとして捨てまし  
よう。

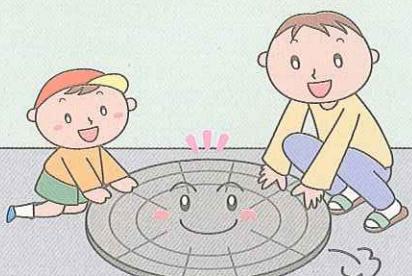


食べ残しなどを流さないよ  
うにしましょう。洗剤は石  
けんなどの分解性の高いも  
のを適量使いましょう

トイレは、トイレットペーパー以  
外のものは流さないようにし  
ましょう。



浄化槽の上に物を置かないようにしましょう。  
またマンホールの蓋は必ず閉めておきましょう。



便器の掃除には、塩酸などを含む製品は使  
わないでください。



浄化槽法定検査を  
受けないと?

～行政～  
指導・勧告  
法第7条の2・法第12条の2

命令

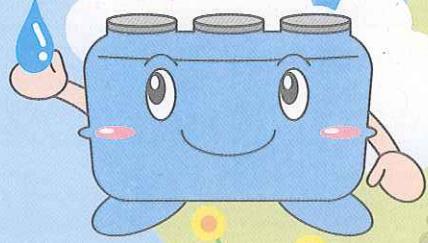
命令に違反すると

罰則

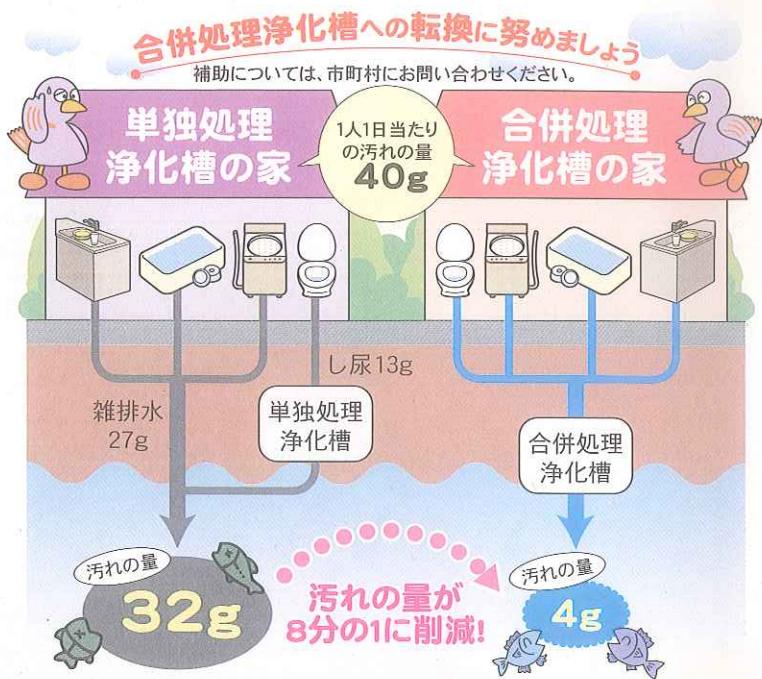
30万円  
以下の過料

第66条の2  
第7条の2第3項又は第12条の2第3  
項の規定による命令に違反した者は、30  
万円以下の過料に処する。

# 子どもたちに きれいな水を 淨化槽を正しく使いましょう



私たちには、毎日の生活の中でたくさんのお水を使用しています。その水の多くは汚水となり、川などに流れていきます。しかし、使った水を汚れたまま川に流してしまっては、美しく豊かな自然は破壊されてしまいます。大切な環境を守るため、汚水を処理して、きれいな水にする必要があります。その役目を担うのが淨化槽です。



## BODとは…！

水の中に含まれる汚れを微生物が食べて分解するときに使われる水の中の酸素の量です。川や排水などの汚れの程度を表します。

[浄化槽に関する相談、問い合わせは下記で受け付けています]

### 各市町村浄化槽担当課

#### 埼玉県中央環境管理事務所

さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 ☎048-822-5199

#### 埼玉県西部環境管理事務所

川越市新宿町1-1-1 川越地方庁舎 ☎049-244-1250

#### 埼玉県東松山環境管理事務所

東松山市六軒町5-1 東松山地方庁舎 ☎0493-23-4050

#### 埼玉県秩父環境管理事務所

秩父市東町29-20 秩父地方庁舎 ☎0494-23-1511

#### 埼玉県北部環境管理事務所

熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎 ☎048-523-2800

#### 埼玉県越谷環境管理事務所

越谷市越ヶ谷4-2-82 越谷合同庁舎 ☎048-966-2311

#### 埼玉県東部環境管理事務所

杉戸町清地5-4-10 ☎0480-34-4011

#### 埼玉県環境部水環境課

さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-3083

